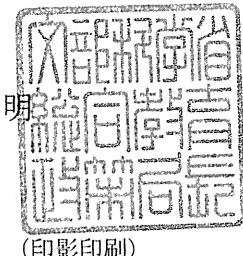




31文科教第113号
平成31年4月25日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
専修学校を置く国立大学長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長
殿

文部科学省総合教育政策局長
清水



(印影印刷)

「専修学校における消費者教育取組状況調査報告書」について（通知）

近年の社会変化として、民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号。以下「改正法」という。）が成立し、改正法が2022年4月1日から施行されることにより、民法が定める成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることとなります。

国としては、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成や若年者の消費者被害救済のため、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を決定し、関係省庁が連携して取組を推進しているところです。

このような状況を受け、文部科学省において、消費者教育をめぐる最近の状況を踏まえた課題を把握するため、専修学校における消費者教育取組状況調査報告書を作成いたしました。

については、本報告書を御参照いただき、専修学校において、今後の消費者教育の推進を図るための参考として御活用くださるよう、よろしくお願ひいたします。

各都道府県知事等におかれましては、所管又は所轄の専修学校に対し、本報告書について御周知くださるようお願いします。

（別紙）

- ・「専修学校における消費者教育取組状況調査報告書」の概要について
- ・「専修学校における消費者教育取組状況調査報告書」

（参考）

- ・消費者教育の推進について（文部科学省ホームページのリンク）
http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syohisha/

【本件問い合わせ先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
消費者教育推進係
TEL 03-5253-4111(2260)
FAX 03-6734-3719
E-mail consumer@mext.go.jp